

医療法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和5年4月28日
厚生労働省
医政局総務課

医療法施行規則の一部を改正する省令案について、令和5年3月13日（月）から同年4月11日（火）まで御意見を募集したところ、計6件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	以下の事項を、都道府県知事に報告するものとしたい。 ・盲導犬を連れた外来や病棟、手術室等への入室の可否。盲導犬を連れて患者が来院したときの院内対応者や対応方法・犬の糞の処理方法等。犬を院内に入れない場合は、犬を置いておく場所や犬の世話をする者。 ※障害者差別解消法にのっとり、盲導犬を連れて患者が来院した際は施設側には受入義務があるものの、対応方法を明示していない医療機関が多いため。	現行の医療機能情報提供制度においては、「障害者に対する配慮」に関する報告事項として、 ・手話による対応 ・施設内の情報の表示（視覚的に施設内の案内等が表示されることにより、聴覚障害者の利便性に資する措置がとられていること） ・音声による情報の伝達（音声により施設内の案内等が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること） ・施設内点字ブロックの設置

・バリアフリー対応について。完全バリアフリー（段差がなく車いすで院内移動可能）か、または一部バリアフリーか ※障害者差別解消法にのっとったもの ・院内無料 wi-fi について。全病室の対応の有無。全病室への院内無料 wi-fi が対応していない場合は、対応予定時期 ・（他の来院患者の声が聞こえない場所での）医師説明や看護師説明、薬剤師説明等の録音の可否。医師説明や看護師説明、薬剤師説明等の録音が不可の場合は、録音不可の理由。また、他の患者が聞こえない場所で、録音可能と明示しているか。明示していない場合は明示していない理由 ・後日（通常は受診年の翌年）、保険者から医療費明細書が送付される。保険者が負担する明細書上の診療点数が、受診時に患者が支払いをした時の診療点数より低かった場合は、（医療機関にとって査定があった場合）、「患者は余分に医療費を負担したため、医療費返還可能」と明示しているか。明示しない場合は、明示しない理由。	・点字による表示（点字により診療の内容等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること） について、病院等に報告を求めています。 - また、「車椅子等利用者に対する配慮」に関する報告事項として、 ・施設のバリアフリー化の実施（高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等がなされていること） ・車椅子等利用者用駐車施設の有無（案内表示や表面への国際シンボルマークの塗装等の見やすい方法で、車椅子等使用者用の駐車施設である旨を表示された駐車施設であること） ・多機能トイレの設置（車椅子使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えて、車椅子使用者だけでなく、高齢者、障害者、子ども連れなど多様な人が利用可能であるトイレを設置していること。） - について、病院等に報告を求めており、これらに対応している病院等を国民が容易に探すことができるよう、イン
--	---

	・保険者によるレセプト査定により、受診時に余分に医療費自己負担した患者に、「医療費返還案内」を直接患者にしているか。していない場合は、しない理由。 以下の事項を医療機関施行規則に加えたい ・医療機関が都道府県知事に報告した事項について、都道府県知事は、住民が容易に医療機関選択しやすいよう、都道府県ホームページに掲載しなければならない	ターネット等を通して国民向けに情報提供を行っているところ。 いただいた御意見については、今後の職務の参考とさせていただきます。 現行の医療法施行規則において、既に以下の規定を設けております。病院等が都道府県知事に報告した事項について、住民・患者による病院等の適切な選択を支援するため、各都道府県においてインターネット等を通して情報提供を行っているところ。 ○医療法施行規則（抜粋） 第一条の四 都道府県知事は、法第六条の三第五項の規定により、同条第一項及び第二項の規定により報告された事項について、医療を受ける者が病院等の選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で病院等を選択することを支援するため、病院等に関する情報を容易に検索することができる機能を有するインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
2	「医療の実績、結果等に関する事項」に「個人情報郵送時の取扱いについて」の項目を追加していただきたい。	いただいた御意見については、今後の職務の参考とさせていただきます。

	※診療情報提供書、診療情報提供書返書、保険会社へ送付する診断書、請求書（明細書）など、医療機関が患者や保険会社等に個人情報を送付する時は、一般郵便でなく郵送記録付きの郵便（書留）が望ましい。このことから、患者が医療機関を選択する際、医療機関が郵便を一般郵便で郵送しているか記録付きの郵便で送付しているのか明示し、患者が判断できるようにすることが望ましい ※医療機関によっては、「患者依頼の診断書を後日患者へ郵送する際、書留郵送分の切手代」を患者に負担を要請するところがある。しかし、「患者依頼に基づかない」個人情報（「診療情報提供書の返書」「診断書」「明細書同封の請求書」など）を医療機関が郵送する際、書留で郵送しないケースが非常に多い。	
--	---	--

※上記のほか、4件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。

※パブリックコメントを募集した際の「医療法施行規則の一部を改正する省令案」につきまして、「提供サービスや医療連携体制に関する事項」（規則別表第1第2の項）について、「診療内容、提供保健・医療・介護サービス」に係る報告事項として、「個人番号カードの健康保険証としての利用により取得した診療情報を活用した診療の実施の有無」を追加することとしておりましたが、記載を変更し、「電子資格確認の仕組みを利用して取得した診療情報を活用した診療の実施の有無」を追加することといたしました。